

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
なお、本入札に係る契約締結の条件は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされた場合とします。

令和8年2月5日
分任支出負担行為担当官
木曾森林管理署南木曾支署長 井口 智

1 競争入札に付する事項

(1) 請負作業

令和8年度南木曾支署庁舎清掃等業務

(2) 業務内容・仕様

庁舎清掃等業務委託仕様書による。

ただし、仕様書の交付は、下記3(1)の方法とする。

(3) 契約期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月31日（水曜日）まで

(4) 契約場所

長野県木曾郡南木曾町読書 3650-2

木曾森林管理署南木曾支署庁舎

(5) 電子調達システムの利用

本案件への競争参加手続き及び入札執行は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、紙入札により参加することができる。

調達ポータル：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の業種区分のうち「建物管理等各種保守管理」に登録され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加希望者で、（全省庁統一資格）を有していない者は、上記1(5)に記載の調達ポータル「統一資格審査を行う」より申請手続きを実施の上、資格を取得すること。

インターネット申請の操作方法等についての問い合わせ先

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/shinsei_internet.html

(4) 契約担当官等から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所及び仕様書等資料を交付する場所並びに期間等

(1) 場所

調達ポータルによる交付

仕様書等資料は、調達ポータルで交付する。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

(調達ポータルから資料をダウンロードする方法)

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/attach/pdf/densityoutatu-sisutemuriyou-9.pdf>

ただし、最新の中部森林管理局競争契約入札心得については、中部森林管理局ホームページで交付する。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kokoroe.html

(2) 期間

令和8年2月6日（金曜日）から令和8年3月5日（木曜日）

8時30分～12時00分及び13時00分～17時00分

(ただし、行政機関休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

(3) 公告・仕様内容に関する質問

この入札公告及び交付資料等に関する質問がある場合においては、書面（任意様式）により電子メールで提出すること。

ア 提出場所

〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書 3650-2

木曾森林管理署南木曾支署 総務グループ

電話：050-3160-6070

電子メールアドレス：nagiso.d.b@maff.go.jp

イ 提出期間

令和8年2月6日（金曜日）から令和8年2月27日（金曜日）まで

(4) 質問に対する回答

上記(3)の質問に対する回答は、中部森林管理局のホームページに掲載する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/nagiso.html>

4 入札者に求められる義務等（入札参加希望者事前提出書類）

この入札に参加を希望する者は、次の証明書類を上記3(3)アの場所に提出しなければならない。

なお、分任支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された書類は分任支出負担行為担当官が審査するものとし、上記競争参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

(1) 提出書類

ア 証明書 1部

イ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金曜日）16時00分

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

4の(1)による提出書類を電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記3(3)アの場所に郵送（書留等配達記録の残るものに限る。）又は持参すること。なお、上記の場所へ電子メールによる提出も可とする。

5 入札の方法

入札金額は、清掃業務に係る全ての経費を含むものとし、契約期間12ヵ月分を合わせた総価を入札書に記載することとする。また、入札書には別紙として入札金額の計算方法を記した内訳書を添付することとし、添付が無き入札は無効とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札書の提出・入札執行の場所並びに日時等

(1) 電子調達システムにより参加する場合

ア 入札の日時

令和8年3月3日（火曜日）8時00分から令和8年3月6日（金曜日）13時29分までに入札金額の送信を行うこと。

イ 開札の場所及び日時

木曽森林管理署南木曽支署2階会議室 令和8年3月6日（金曜日）13時30分

(2) 紙入札により参加する場合（入札、開札の場所及び日時）

上記6(1)イに同じ。

（郵便入札を認める。なお、郵便入札を行うときは、令和8年3月5日（木曜日）17時00分までに入札書類が当局に到着するように、書留郵便又は託送（書留等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。ただし、開札にあたり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うことになるが、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できない。）

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札、申請書類又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札金額の計算方法を記した内訳書の添付が無き入札、中部森林管理局競争契約入札心得第7条の規定に違反した者の入札は無効とする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 落札者の決定方法

入札参加要件を満たした事業者の中から、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

11 その他

(1) 暴力団排除に関する誓約事項については、中部森林管理局競争契約入札心得に明記する。

(2) 契約締結日は、令和8年4月1日とする。ただし、4月1日までに令和8年度予算が成立しなかった場合の契約締結日は4月2日以降、予算が成立した日とする。

(3) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(4) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(5) その他本公告に記載なき事項は中部森林管理局競争契約入札心得等による。

12 交付資料

(1) 庁舎清掃等業務委託仕様書

(2) 庁舎清掃等業務委託契約書（案）

(3) 証明書

(4) 委任状・入札辞退届

(5) 入札書・入札金額内訳書及び記載例

以上、公告する。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの発注者綱紀保持をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。